## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	新潟県	
3. 市区町村名	見附市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番 号	26-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.mitsuke.niigata.jp/12154.htm	

執行機関名 見附市長

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	15	
③番号法別表第2の項	26	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		見附市個人情報保護条例(平成11年見附市条例第21号)別表第1 2の項 日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関 する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第1条	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発 第382号)1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その <u>最低限度の生活を保障</u> するとともに、その <u>自立を助長</u> することを目的とする。	1 生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。
⑦独自利用事務の関連規範		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発 第382号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発 第382号)
	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の <u>実</u> 施に関する事務	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 力	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保 護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保 護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務2	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
	生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は保護の変更の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 力	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保 護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②事務の内容	生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務	生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は職権による保護の <u>変</u> 更に関する事務
特定個人情報1		<b>1</b>
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 力	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		•
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②事務の内容	生活保護法第二十六条の保護の <u>停止又は廃止に関する事務</u>	生活に困窮する外国人に対する保護の <u>停止又は廃止に関する事務</u>
特定個人情報1	1	•
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 力	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	情 道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保 護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②事務の内容	生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務	生活に困窮する外国人に対する保護に要する <u>費用の返還に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号 力	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	情 道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 6 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②事務の内容	生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の <u>徴収</u> (同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。) <u>に関する事務</u>	生活に困窮する外国人に対する徴収金の <u>徴収に関する事務</u>
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 6 号 力	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保 護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 6 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保 護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	